

# 高津区久地東町会会則

## 第一章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は久地東町会と称し事務所は原則として会長宅に置く。

(会の目的及び事業)

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、福祉を増進し、文化の向上発展を期することを目的とし次の事業を行う。

- ①文化・厚生に関する事。 ②保健・体育・衛生に関する事。
- ③防犯・防火に関する事。 ④防災に関する事。
- ⑤交通安全に関する事。 ⑥美化推進に関する事。
- ⑦その他、会長が定めた事項。

## 第二章 会 員

(会員の範囲)

第 3 条 本会は本規約に賛同する久地 2 丁目及び二子 1 丁目地区内の居住者及び事業所を会員とする。

地区を設定し、班は地区内で協議決定し理事会で承認する。

## 第三章 経 費

(会の収入)

第 4 条 会の経費は会費、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

第 5 条 会員は本会の目的達成のため会費を負担するものとし、額は別に定める。

## 第四章 会 計

(会の会計年度)

第 6 条 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第五章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	会計	1名
理事	若干名	地区長	6名	監査	2名

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再選は妨げない。補欠役員は前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第9条 理事は会員の中より選任する。

第10条 会長及び監査は理事会で決定し、総会で確認されるものとする。

副会長は理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

地区長は、各地区より1名選出する。

(会長の権限)

第11条 会長は会を代表し、会を統括し、会議を招集し議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は之を代行する。

(会計の職務)

第12条 会計は会の会計事務を担当する。

(理事の職務)

第13条 理事は理事会を構成し会務を執行する。

(地区長の職務)

第14条 地区長は日常会務を運営する。

(監査の職務)

第15条 監査は会の会計を監査する。

(顧問、相談役)

第16条 本会に会長の推薦により顧問または相談役を置くことができる。

## 第六章 機関

(機関の種類)

第17条 本会の機関は総会、理事会、地区長会、班長会とする。

(定期総会)

第 18 条 定期総会は年 1 回、年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

総会は代議員制とし、代議員の選出は理事会でその都度定める。

(総会の決議事項)

第 19 条 総会は次の事項を決議しなければならない。

- ①事業報告および計画案に関すること。
- ②決算及び予算に関すること。
- ③会則改廃に関すること。
- ④その他会長が必要と認める事項。

(臨時総会)

第 20 条 臨時総会は次の場合開催する。

- 1 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的及び理由を示し総会招集の請求があったとき。
- 2 会長が必要であると認めたとき。

(議事方式)

第 21 条 総会は代議員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、出席出来ない場合は委任状を以て之に代えることが出来る。

第 22 条 議決は出席者の過半数の同意を以て行う。なお予め委任状で意思表示をしている場合には出席者に加える。

(理事会)

第 23 条 理事会は年 6 回(隔月 1 回)以上開く。

(地区長、班長会)

第 24 条 地区長、班長会は適時これを開く。

(専門部会)

第 25 条 本会の目的を達成するため理事会のもとに次の部会を置く。

- ① 総務部
- ② 会計部
- ③ 交通部 (交通安全母の会)
- ④ 防災防犯部
- ⑤ 広報部
- ⑥ 青少年部
- ⑦ 婦人部 (婦人消防隊)
- ⑧ 美化推進部
- ⑨ 体育部
- ⑩ 福祉厚生部
- ⑪ その他会長が定めた部会

## 第七章 防災本部

(任務)

第 26 条 防災本部は、会員相互の助け合いの精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成し次の業務を執行する。

- (1) 防災に関する知識の普及及び防災訓練等の実施に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防および防災資機材等の備蓄に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) その他防災本部の目的達成に必要な事項。

(構成)

- 第 27 条
- 1 防災本部は会員を以って構成する。
  - 2 防災本部には次の役員を置く。
    - (1) 本部長 1 名
    - (2) 副本部長 2 名
    - (3) 本部付役員 若干名
  - 3 本部長には会長が、副本部長及び本部付役員は、本部長が必要に応じて会員の中から選任する。

(役員の任務)

- 第 28 条
- 1 本部長は、防災本部を代表し、本部の業務を総括するとともに地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
  - 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行すると共に、平常時の業務を遂行する。
  - 3 本部付役員は、本部長の指名により次条に定める地区及び班の業務を遂行する。

第 29 条 災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災計画に基づき会員をもって防災班を編成する。

## 第八章 付 則

(付則)

第 30 条 本会の運営に関し必要な細則は別に定める。

細則にない事項は理事会がこれを定め、総会に報告しなければならない。

付 則 この会則は昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 44 年 4 月から一部改正施行する。

昭和 53 年 5 月から一部改正施行する。

昭和 56 年 5 月から一部改正施行する。

昭和 58 年 5 月 28 日から一部改正施行する。

昭和 59 年 5 月 26 日から一部改正施行する。

昭和 60 年 4 月 26 日から一部改正施行する。

昭和 61 年 4 月 24 日から一部改正施行する。

昭和 62 年 5 月 20 日から一部改正施行する。

昭和 63 年 5 月 23 日から一部改正施行する。

平成元年 5 月 20 日から一部改正施行する。

平成 9 年 4 月 26 日から一部改正施行する。

平成 13 年 5 月 6 日から一部改正施行する。

平成 15 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

平成 17 年 4 月 24 日から一部改正施行する。

平成 20 年 4 月 20 日から一部改正施行する。

平成 21 年 4 月 26 日から一部改正施行する。

平成 25 年 4 月 7 日から一部改正施行する。

令和元年 5 月 26 日から一部改正施行する。

## 細 則

第 1 条 会費は戸別一世帯につき月額 200 円以上とし、店舗、事業所等は月額 1000 円以上とする。

会費の納入方法は各班の定めによる。

第 2 条 会員の慶弔時の表意額は、原則として金 5000 円以上とし、表意の範囲、対象については会長および理事会の裁量によるものとする。

慶弔については班長が把握し会長に届け出るものとする。

第 3 条 会員として他の模範となる善行を認められた場合、これを表彰することが出来る。

第 4 条 本会の役員が町会を代表して活動する場合、その活動に必要な費用を助成する。

その活動と助成額については原則として事前に理事会の承認を得るものとする。

この細則は平成 8 年 5 月 18 日から一部改正施行する。

平成 9 年 4 月 26 日から一部改正施行する。

平成 11 年 5 月 6 日から一部改正施行する。

平成 13 年 5 月 6 日から一部改正施行する。

平成 15 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

平成 21 年 4 月 26 日から一部改正施行する。